

広島県告示第百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、令和四年四月五日までの間、縦覧に供する。

令和四年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

瀬野川福富本郷線

三 道路の区域

区 間	新 旧		備考
	新	旧	
東広島市志和町別府字長坪二〇八二番一地从先から 東広島市志和町別府字長坪二〇八一番六地先まで	一〇・九〇〇〇 一一・〇〇〇〇	九・九〇〇一 〇・五〇〇〇	敷地の幅員 (メートル)  延長 (メートル)
	三三・一〇〇	三三・一〇〇	
	拡幅		